



平成19年 5月 7日
日本原子力発電株式会社

発電設備の点検結果に関する 保安規定の変更命令の受領について

当社は、本日、発電設備に係る点検に関し、経済産業大臣から正式に保安規定の変更命令を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、これを厳粛に受け止め、同様の事象を再発させないために、トップマネジメントの強い決意のもと、再発防止対策を徹底し、全社員が一丸となり、安全を最優先にして社会的な信頼の回復に努めてまいります。

立地地域をはじめ社会の皆様には、大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上

添付資料：経済産業大臣からの保安規定の変更命令

経済産業省

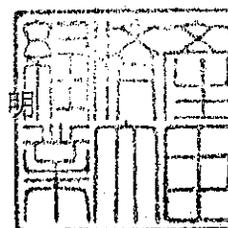


平成 19・05・01 原第 4 号

平成 19 年 5 月 7 日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 市田 行則 殿

経済産業大臣 甘利 明



保安規定の変更命令について

上記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 37 条第 3 項に基づき、下記のとおり命令する。命令の理由は、別紙のとおり。

併せて、変更した保安規定について、平成 19 年 7 月 31 日までに同条第 1 項の認可を受けるための申請を行うことを求める。

記

（東海第二発電所）

1. 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようにするとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

2. 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。



その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

3. 計器校正の確認

定例試験前に、当該試験に必要となるパラメーターに係る計器が正しい校正に基づいて設定されていることを原子炉主任技術者が確認するように、保安規定を変更すること。

(敦賀発電所)

1. 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようにするとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

2. 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

3. 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告

運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときには、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更すること。

4. 保守工事に係る記録

作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を



追加するとともに、その記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるように、保安規定を変更すること。

その際には、法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存するよう規定を整備すること。

5. 巡視点検の充実

巡視点検の対象に原子炉格納容器内を含めた高線量区域を追加するとともに、作成して保存すべき記録の対象に当該点検結果を追加するように、保安規定を変更すること。

その際には、高線量区域の巡視又は巡視に替えて行う遠隔監視の適切な頻度を定めること。



(別紙)

命 令 の 理 由

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、より安全の確保を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため。